

大田市公告第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

大田市長 楫野弘和

1. 都市計画の種類

大田都市計画道路の変更(島根県決定)

2. 縦覧場所

大田市役所建設部都市計画課